

特定非営利活動法人としまNPO推進協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人としまNPO推進協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区池袋3丁目30番21号マルモビル1階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、コミュニティづくり、NPO及び社会貢献活動への支援、市民・企業・大学・行政のパートナーシップとネットワークの構築支援等を行うことにより、住民自治意識の向上と地域社会の活性化に寄与し中間支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1 地域活動団体や市民活動への中間支援および協働促進活動
- 2 創業・ソーシャルビジネス・NPO法人等の設立・運営に関する支援事業
- 3 地域交流・居場所づくり等のサロン運営および地域福祉に関する事業
- 4 情報発信・広報支援および映像制作・配信等のメディア活用活動

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、總會の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 役員のうちにはそれぞれの役員に就いて、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、總會において後任の役員が選出された場合は、当該總會が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の總會が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、總會の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第18条 役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、總會の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は總會の議決を経て代表理事が別に定める

第4章 總會

(總會の種別)

第20条 この法人の總會は、通常總會及び臨時總會の2種とする。

(總會の構成)

第21条 總會は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第46条において同じ)
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつてはその数を付記すること)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会誌において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議目的を示し招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催日の3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること）

- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立までは前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新に成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費)

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

ない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、總會において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、總會において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1) 正会員（個人）
 年会費 3, 0 0 0 円
 - (2) 正会員（団体）
 年会費 5, 0 0 0 円
 - (3) 賛助会員（個人及び団体）
 年会費 一口 5, 0 0 0 円（一口以上）

別 表

としまNPO推進協議会 役員名簿(設立当初)

役 職 名	役 員 氏 名
代表理事	柳田 好史
副代表理事	足立 菊保
副代表理事	山縣 てる子
副代表理事	藤井 亘
理 事	森 良
理 事	根岸 豊
理 事	小松 聡
理 事	君島 渉
理 事	福田 光子
理 事	檜原 ひろみ
理 事	天野 敬子
理 事	上野 晴一
理 事	黒本 倫世
理 事	小澤 美紗子
監 事	常松 洋介
監 事	紫垣 敬子

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人としまNPO推進協議会

1 事業実施の方針

地域における多様な課題解決を目的として、地域活動団体やNPO法人、創業希望者、福祉的支援を必要とする人々等への支援と連携を推進し、協働による持続可能な地域社会の構築を目指す。また、情報発信やメディア活用を通じて市民活動の魅力を広く伝え、参加促進と地域活性化を図る。

2 事業実施の方針

特定非営利活動に係わる事業

(事業費の総費用【13,965】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者の人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域活動団体や市民活動への中間支援および協働促進活動	社会貢献活動見本市の開催(第20回)	第20回 2026.2.21	豊島区本庁舎1階／としまセンタースクエア	30	豊島区内で活動する地域貢献活動団体および一般市民不特定多数	1000	1500
	「第10回としま情熱基金」事務局支援及び審査員参加	通年	養老乃瀧本社ビル	3	豊島区内で活動する地域貢献活動団体	300	50
	豊島区地域活動交流センター受付業務&総合相談(豊島区受託業務)	通年	イビス 4階、地域活動交流センター	12	豊島区内で活動する地域貢献活動団体への当法人の伴走支援	1500	3600
	豊島区居住支援協議会の運営(豊島区&国交省委託業務)	通年	豊島区役所&当法人事務所内外	5	一般市民不特定多数	500	970
	豊島区内を中心としたNPO法人や地域活動団体への各種活動支援セミナー実施	通年 (年間10回程開催)	当法人事務所、大学、各区役所会議室等の公的施設	6	地域貢献活動を目指す一般市民不特定多数	30人 ×10回	750
	協働オフィスによる他NPO法人事務局や活動の支援	通年	当法人事務所内外	3	共同支援NPO法人及び団体	100	500
	学生、若者ボランティア育成&プロボノ企業や商工会等との協働	通年	当法人事務所内外	3	地域貢献活動を目指す一般市民不特定多数	800	120
創業・ソーシャルビジネス・NPO法人等の設立・運営に関する支援事業	東京都女性・若者・シニア創業サポート事業でのハンズオン支援	通年	当法人事務所内外 & ハンズオン先事務所	5	女性・若者・シニアの本制度で創業した方約25名	300	1700
	としまソーシャルビジネス支援ネットワークの強化	通面 (年1回)	当法人事務所内外	2	創業やソーシャルビジネスを目指す方	30人×1回	75
	としまイノベーションプランコンテストへの協力支援	通年	東京商工会議所豊島支部	2	これから創業を目指すアントレプレナー&学生	2000	130

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者の人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
	各種スタートアップ融資、資金需要相談対応	通年	当法人事務所内外	3	創業スタートアップ経営者や既存の事業経営者等	100	300
	資金需要に関する助成金・補助金・ファンドレイズ支援セミナー	8月～10月(4回実施)	豊島区等各種公的施設利用	7	一般社団や地元NPO法人など	30人×4回	500
地域交流・居場所づくり等のサロン運営および地域福祉に関する事業	地域サロン「みんなのえんがわ池袋」の運営とカフェスペースの貸出	通年	みんなのえんがわ池袋	2	一般社団や地元NPO法人など	800	1200
	ひきこもり、発達障害当事者への支援、CSWとの連携相談体制強化	通年	みんなのえんがわ池袋	15	地域内一般市民不特定多数	300	50
	認知症カフェ、高齢者スマホ教室、誰でも食堂などの福祉支援活動	通年	みんなのえんがわ池袋	5	地域内一般市民不特定多数	500	70
	「えんがわ市」の継続実施と学生ボランティア拡充	通年	みんなのえんがわ池袋	120	地域内一般市民不特定多数	2500	1700
情報発信・広報支援および映像制作・配信等のメディア活用活動	ホームページの刷新および頻繁な更新	通年	事務所内外	6	一般市民不特定多数	不特定多数	550
	各種SNSを活用したセグメント別情報発信	通年	事務所内外	6	一般市民不特定多数	不特定多数	120
	YouTubeチャンネル「えんチャンネル」運営強化	通年	事務所内外	5	一般市民不特定多数	不特定多数	50
	としまケーブルTV、豊島新聞、とっぴい等のローカルメディアとの広報連携	通年	みんなのえんがわ池袋他区内各施設	5	区内地域活動団体及び不特定多数	不特定多数	30

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人としま NPO 推進協議会

1 事業実施の方針

地域における多様な課題解決を目的として、地域活動団体やNPO法人、創業希望者、福祉的支援を必要とする人々等への支援と連携を推進し、協働による持続可能な地域社会の構築を目指す。また、情報発信やメディア活用を通じて市民活動の魅力を広く伝え、参加促進と地域活性化を図る。

2 事業実施の方針

特定非営利活動に係わる事業

（事業費の総費用【13,332】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従業者の人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域活動団体や市民活動への中間支援および協働促進活動	社会貢献活動見本市の開催（第21回）	2027.2.21	豊島区本庁舎1階／としまセンタースクエア	30	豊島区内で活動する地域貢献活動団体および一般市民不特定多数	1000	1430
	「第11回としま情熱基金」事務局支援及び審査員参加	通年	養老乃瀧本社ビル	3	豊島区内で活動する地域貢献活動団体	300	40
	地域活動交流センター受付業務&総合相談（豊島区受託業務）	通年	イケビズ4階 地域活動交流センター	12	豊島区内で活動する地域貢献活動団体への伴走支援	1500	3400
	居住支援協議会の運営（豊島区&国交省委託業務）	通年	豊島区役所&当法人事務所	5	一般市民不特定多数	500	950
	活動支援セミナー実施（年間10回）	通年	当法人事務所、公的施設等	6	地域貢献活動を目指す市民不特定多数	30人×10回	730
	協働オフィス支援	通年	当法人事務所内外	3	共同支援NPO法人及び団体	100	480

	学生・若者ボランティア育成&企業・商工会との協働	通年	当法人事務所内外	3	地域貢献活動を目指す一般市民不特定多数	800	110
創業・ソーシャルビジネス・NPO法人等の設立・運営に関する支援事業	東京都創業サポート事業でのハンズオン支援	通年	当法人及び支援先	5	制度創業者	300	1620
	ソーシャルビジネス支援ネットワーク強化	通年（年1回）	当法人事務所等	2	創業やソーシャルビジネスを目指す方	30人 ×10回	70
	イノベーションプランコンテスト協力支援	通年	東京商工会議所豊島支部	2	これから創業を目指すアントプレナー&学生	2000	120
	スタートアップ融資、資金相談対応	通年	当法人事務所	3	創業スタートアップ経営者や既存の事業経営者等	100	280
	助成金・ファンドレイズ支援セミナー（4回）	8月～10月 （4回）	公的施設	7	一般社団やNPO法人など	30人 ×4回	480
地域交流・居場所づくり等のサロン運営および地域福祉に関する事業	地域サロン「みんなのえんがわ池袋」運営・貸出	通年	みんなのえんがわ池袋	2	一般社団やNPO法人など	800	1150
	ひきこもり・発達障害者支援、CSW連携体制	通年	同上	15	地域内一般市民不特定多数	300	48
	認知症カフェ・スマホ教室・誰でも食堂など	通年	同上	5	地域内一般市民不特定多数	500	68
	えんがわ市実施と学生ボランティア拡充	通年	同上	120	地域内一般市民不特定多数	2500	1640
情報発信・広報支援および映像制作・配信等のメディア活用活動	ホームページ刷新・更新	通年	事務所内外	6	一般市民不特定多数	不特定多数	520
	SNSを活用した情報発信	通年	事務所内外	6	一般市民不特定多数	不特定多数	110
	YouTube「えんチャンネル」運営強化	通年	事務所内外	5	一般市民不特定多数	不特定多数	48
	ケーブルTV・新聞などローカルメディア連携	通年	区内各施設等	5	区内地域団体及び市民不特定多数	不特定多数	28

令和7年度(第18期)活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日

特定非営利活動法人としまNPO推進協議会

(単位:円)

科目	金額		
I 収入の部			
#受取会費			
正会員受取会費	250,000		
賛助会員受取会費	230,000	480,000	
#受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	0	300,000	
#受取寄附金			
受取補助金	400,000	400,000	
#事業収益			
1) 地域活動団体や市民活動への中間支援および協働促進活動	7,500,000		
2) 創業・ソーシャルビジネス・NPO法人等の設立・運営に関する支援事業	2,800,000		
3) 地域交流・居場所づくり等のサロン運営および地域福祉に関する事業	3,150,000		
4) 情報発信・広報支援および映像制作・配信等のメディア活用活動	80,000		
		13,530,000	
#その他収益			
受取利息	5,000		
雑収入	250,000	255,000	
当期収入合計 (A)			14,965,000

I 経常費用				
#事業費				
1) 人件費		0		
人件費計		0		
その他経費			0	
売上原価		1,050,000		
諸謝金		11,000,000		
印刷製本費		150,000		
会議費		170,000		
旅費交通費		100,000		
通信運搬費		50,000		
消耗品費		50,000		
修繕費		100,000		
水道光熱費		200,000		
地代家賃		900,000		
保険料		15,000		
諸会費		30,000		
手数料		30,000		
雑費		120,000		
その他経費計			13,965,000	
事業費計				13,965,000
#管理費				
人件費		0		
会議費		150,000		
地代家賃		310,000		
旅費交通費		100,000		
通信運搬費		70,000		
消耗品費		10,000		
修繕費		20,000		
広告宣伝費		30,000		
接待交際費		80,000		
新聞図書費		10,000		
諸会費		50,000		
租税公課		70,000		
雑費		50,000		
管理費計			950,000	
経常費用計	(B)			14,915,000
当期経常増減額	(A)－(B)			50,000
前期繰越正味財産額	(C)			7,885,203
次期繰越正味財産額	(A)－(B)＋(C)			7,935,203

令和8年度(第19期)活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日

特定非営利活動法人としまNPO推進協議会

(単位:円)

科目	金額		
I 収入の部			
#受取会費			
正会員受取会費	210,000		
賛助会員受取会費	200,000	410,000	
#受取寄附金			
受取寄附金	330,000		
施設等受入評価益	0	330,000	
#受取寄附金			
受取補助金	500,000	500,000	
#事業収益			
1) 地域活動団体や市民活動への中間支援および協働促進活動	7,200,000		
2) 創業・ソーシャルビジネス・NPO法人等の設立・運営に関する支援事業	2,200,000		
3) 地域交流・居場所づくり等のサロン運営および地域福祉に関する事業	3,300,000		
4) 情報発信・広報支援および映像制作・配信等のメディア活用活動	100,000		
		12,800,000	
#その他収益			
受取利息	5,000		
雑収入	250,000	255,000	
当期収入合計 (A)			14,295,000

I 経常費用				
#事業費				
1) 人件費	0			
人件費計	0			
その他経費		0		
売上原価	1,050,000			
諸謝金	10,500,000			
印刷製本費	150,000			
会議費	120,000			
旅費交通費	80,000			
通信運搬費	50,000			
消耗品費	50,000			
修繕費	80,000			
水道光熱費	180,000			
地代家賃	900,000			
保険料	12,000			
諸会費	30,000			
手数料	30,000			
雑費	100,000			
その他経費計		13,332,000		
事業費計			13,332,000	
#管理費				
人件費	0			
会議費	120,000			
地代家賃	300,000			
旅費交通費	70,000			
通信運搬費	50,000			
消耗品費	10,000			
修繕費	15,000			
広告宣伝費	30,000			
接待交際費	60,000			
新聞図書費	10,000			
諸会費	50,000			
租税公課	70,000			
雑費	50,000			
管理費計		835,000		
経常費用計	(B)		14,167,000	
当期経常増減額	(A)－(B)		128,000	
前期繰越正味財産額	(C)		7,935,203	
次期繰越正味財産額	(A)－(B)＋(C)		8,063,203	